

ライン同盟規約と近代ドイツ立憲主義の端緒*

ゲルハルト・シュック** 著

屋敷 二 郎*** 訳

- I 序論
- II ライン同盟規約
- III 成立史
- IV ナポレオンのライン同盟政策と加盟諸国の利害
- V 主権とライン同盟憲法
- VI ライン同盟公法論
- VII ライン同盟の終焉と影響

I 序論

1806年7月12日、パリでナポレオンが16のドイツ諸侯と締結したライン同盟の設立条約は、古き名誉ある「ドイツの国制 (Constitution Germanique)」¹⁾すなわち神聖ローマ帝国の国制構造を、フランスと同盟した主権国家連合に置き換えた。同時代の国法学者は、このことを「ドイツ史の2つの大きな時代の終わり始まり」²⁾と述べている。ライン同盟諸国が帝国結合体から離脱した結果、帝国は崩壊した。1806年8月6日のフランツ2世退位は、単にこのことを確認したにすぎな

※ 本稿は、2002年12月13日に一橋大学国立西キャンパス本館特別応接室で開催された法文化構造論総合問題第9回ゲストセミナーでの講演をもとに作成された論文の邦訳である。

※※ Gerhard Schuck 一橋大学国際共同研究センター非常勤研究員・現 EUIJ 研究員。

※※※ 一橋大学大学院法学研究科助教授

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第3巻第2号2004年6月 ISSN 1347-0388

1) Rheinbundakte, Präambel. Abdruck französisch und deutsch bei *Hanns Hubert Hofmann* (Hg.), *Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reichs Deutscher Nation. 1495-1815*, Darmstadt 1976, 374-393. なお、ライン同盟規約の邦訳については、本号掲載の「ライン同盟規約(1806年7月12日)全文試訳」を参照。

い³⁾。南ドイツのライン同盟諸国に有利な領域的再編、とりわけ多くの小帝国等族や帝国騎士の陪臣化によって(第13~25条)、根本的に新しい、大幅に単純化されたドイツの政治地図が生まれた。「帝国等族の分裂状態」に代わって「中規模国家の集合体」⁴⁾を特徴とする連邦組織が出現した。この国制構造は、ライン同盟の終焉(1813年)後もドイツ同盟(1815年成立)に本質的に受け継がれた。その際、ライン同盟の設立は、国民的国制というマクロの次元で画期的な変革を意味したにとどまらない。ライン同盟の設立は、(特に比較的大きな)加盟国の内部でも、一連の改革の波を惹起し、実現させた。こうした一連の改革によって、結果として身分制的国制構造との訣別がもたらされ、近代国家としての基盤、さらには自由な諸憲法が成立する前提条件が創出されたのである⁵⁾。

それにもかからず、ドイツの国民的歴史叙述ならびに19世紀および20世紀初頭の世論において、ライン同盟は極めて否定的なイメージで捉えられてきた。ライン同盟諸侯は、このナショナリスティックな時代の見地からは、ただ自己の領

-
- 2) *Wilhelm Josef Behr*, *Das teutsche Reich, und der rheinische Bund. Eine publizistisch-politische Parallele, zur Ausmittlung der Vorzüge, welche der rheinische Bund, vor dem teutschen Reiche der teutschen Nation darbiethen wird*, in: *Der Rheinische Bund* 6 (1808), 418-448, 7 (1808), 99-138, Zitat: 6 (1808), 418.
 - 3) *Gero Walter*, *Der Zusammenbruch des Heiligen Römischen Reichs deutscher Nation und die Problematik seiner Restauration in den Jahren 1814/15*, Heidelberg/Karlsruhe 1980.
 - 4) *Kurt von Raumer*, „Préfecture Française“. Montgelas und die Beurteilung der napoleonischen Rheinbundpolitik. Ein Bericht des württembergischen Gesandten Graf Taube, München, 5. Juli 1806, in: *Konrad Repgen / Stephan Skalweit* (Hg.), *Spiegel der Geschichte. Festgabe für Max Braubach zum 18. April 1964*, Münster 1964, 635-661, hier 640.
 - 5) Vgl. *Helmut Berding / Hans-Peter Ullmann* (Hg.), *Deutschland zwischen Revolution und Restauration*, Königstein i. Ts. 1981; *Eberhard Weis* (Hg.), *Reformen im rheinbündischen Deutschland* (Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien, 4), München 1984; *Elisabeth Fehrenbach*, *Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht. Die Einführung des Code Napoléon in den Rheinbundstaaten*, Göttingen 1974, 3. Aufl. 1983; *Paul Nolte*, *Staatsbildung als Gesellschaftsreform. Politische Reformen in Preußen und den süddeutschen Staaten 1800-1820*, Frankfurt a. M./New York 1990; *Hans A. Schmitt*, *Germany without Prussia: A Closer Look at the Confederation of the Rhine*, in: *German Studies Review* 6 (1983), 9-39; *Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften* (Hg.), *Quellen zu den Reformen in den Rheinbundstaaten*, Bd. 1-5, München 1992-2001.

邦を拡大したいがためにナポレオンの対オーストリア・対プロイセン戦争に協力した売国奴の如く映った。それゆえ、ライン同盟は、ドイツ史に根差さない抽象的構成物、決してドイツ史の一部と考えるべきでない組織と看做された。こうした国民的継続性に依拠する見方によって、帝国の伝統との断絶や、ナポレオンのライン同盟政策を通じたフランス革命の影響もまた断罪された。これに対して、19世紀の理想像として機能したのは、1806年にナポレオンに敗れたプロイセンである。プロイセンは、諸々の改革によって復活し、ついには反ナポレオン運動の中心となって、1813～14年の解放戦争でナポレオンの敗北をもたらしたからである。

もちろん、ライン同盟がドイツの地域史・国制史に及ぼした画期的影響は、全く無視されてきたわけではない。しかし、ライン同盟を再評価する試みは、ヴァイマル共和政期になって、ようやく始まった。その際、従来の（いまなお続く）断罪的・批判的立場の根底にある継続性パラダイムは、さしあたり手付かずであった。単に、国民的継続性の展望のなかにライン同盟を位置づけることで、ライン同盟の意義を積極的に評価したにすぎない。この再評価は、国民的国制の次元において、ライン同盟を同時代の期待に即して神聖ローマ帝国の（少なくとも潜在的な）継承者だと解釈し、ライン同盟にいわば国民的刻印を与えることによって、可能となった⁶⁾。これに類似して、とりわけ地方史叙述は、ライン同盟の各加盟国の改革を、近代国家の成立に対する意義から新たに評価しようと試み、啓蒙絶対主義の改革政策の延長線上に解釈しようと努めてきた⁷⁾。それゆえ、国

6) Vgl. *Eduard Ziehen*, Winkopps „Rheinischer Bund“ (1806–13) und der Reichsgedanke. Ein Beitrag zur Überwindung der Mainlinie, in: *Archiv für hessische Geschichte und Altertumskunde* N. F. 18 (1934), 292–326. Mit ähnlicher Tendenz heute *Georg Schmidt*, Der Rheinbund und die deutsche Nationalbewegung, in: *Heiner Timmermann* (Hg.), *Die Entstehung der Nationalbewegung in Europa 1750–1849*, Berlin 1993, 29–44 und Ders., *Der napoleonische Rheinbund – ein erneuertes Altes Reich?*, in: *Volker Press* (Hg.), *Alternativen zur Reichsverfassung in der Frühen Neuzeit*. Nach dem Tod des Herausgebers bearb. v. Dieter Stievermann, (Schriften des Historischen Kollegs. Kolloquien, Bd. 23), München 1995, 227–246.

7) Vgl. *Ludwig Doeberl*, *Maximilian von Montgelas und das Prinzip der Staatssouveränität*, München 1925; *Erwin Hölzle*, *Das napoleonische Staatssystem in Deutschland*, in: *Historische Zeitschrift* 148 (1933), 277–293.

民国家および各加盟国家のいずれの次元でも、国民的ないし領邦国家的継続性の観点によって、フランス革命との関連やそれと結びついたライン同盟時代の断絶的性格を相対化することが課題だったといえる。

このような国民国家的継続性に凝り固まった一面的なナポレオン時代のドイツ史像が修正されたのは、ようやく1970年代のことである。とりわけ60年代以降のドイツ連邦共和国における政治文化の根底的な自由主義化⁸⁾を背景に、新しい時代の歴史家たちがナポレオン時代を異なった観点から考察し始めた。ライン同盟は、民主主義の意味において、まさにライン同盟時代の断絶性のゆえ、そのフランス革命との親縁性のゆえに、いまやドイツ史の最も重要な要素と考えられるようになった⁹⁾。その際、研究の重点はまずライン同盟諸国の改革にあった。ライン同盟の特に比較的大きな加盟国の内部で行われた諸改革はいまや、同時代のプロイセン改革に比して、国家と社会の近代化の観点において優らずとも劣らないと考えられている¹⁰⁾。これに対して、本稿で取り上げる超国家的国制システムとしてのライン同盟は、これまであまり注目されていない¹¹⁾。

II ライン同盟規約

まず、冒頭で述べた1806年7月12日のライン同盟設立条約すなわちライン同盟規約の主要規定について検討しよう。帝国との訣別はライン同盟設立の根本的要素であり、まっさきに第1条で規定されている。第2条によれば、いかなるドイツ帝国内法も今後「無効であり何らの効力も持たない」¹²⁾。ライン同盟諸侯は、第

8) Dazu *Ulrich Herbert / Lutz Raphael* (Hg.), *Wandlungsprozesse in Westdeutschland. Belastung, Integration, Liberalisierung 1945–1980* (Moderne Zeit. Neue Forschungen zur Gesellschafts- und Kulturgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, 1), Göttingen 2002.

9) ここでは特にエリザベート・フェーレンバハ、ヘルムート・ベルディンク、エーベルハルト・ヴァイスを挙げておく。

10) プロイセン改革とライン同盟諸国の改革を対比したものとして *Nolte*, *Staatsbildung*, (Anm. 5). 11 を参照。

11) ライン同盟全体の国制に関する議論について *Gerhard Schuck*, *Rheinbundpatriotismus und politische Öffentlichkeit zwischen Aufklärung und Frühliberalismus. Kontinuitätsdenken und Diskontinuitätserfahrung in den Staatsrechts- und Verfassungsdebatten der Rheinbundpublizistik* (Frankfurter Historische Abhandlungen, 36), Stuttgart 1994 を参照。

3条によって「ドイツ帝国との関係を示す全ての称号」を放棄し、第4～5条によって新たな称号が付与される。ライン同盟規約によって加盟諸国は、第26条で詳しく規定される「完全なる主権 (la plénitude de la souveraineté)」を享受する(第4条)。とはいえ、同時に加盟諸国は、第12条でパトロンの役割を与えられたナポレオンと、軍事的に攻撃的・防衛的同盟(第35～36条)を締結することになった。ライン同盟規約はさらに、同盟議会の招集および基本法すなわち成文憲法の制定によって、ライン同盟の立憲主義的整備を規定している(第6～11条)。

それゆえ、ライン同盟規約自体はなお、本来の「憲法」ではなく、ナポレオンと加盟諸国との「国際条約」にすぎない¹³⁾。規定にあるように、憲法は同盟議会での議論に基づいて初めて制定されることになっていたが、結局この議会は招集されなかった。しかしながら、ライン同盟規約は、ドイツおよびドイツ諸国家の憲法関係を以後持続的かつ抜本的に基礎づけたという意味で、準憲法的文書として機能したのである¹⁴⁾。

ライン同盟の設立加盟国(第1条)は、第一に、南ドイツの中規模諸国(バイエルン王国、ヴェルテンベルク王国、バーデン大公国、ヘッセン・ダルムシュタット大公国)であった。概ねこれらは、帝国の最終段階における領土交換によって利益を得ていた。第二に、マインツ中核地域の喪失に対する代償として最後の帝国宰相カール・テオドル・フォン・ダールベルクのために新たに設けられた首座侯国(1810年にフランクフルト大公国に昇格)や、同じく新たに設けられたベルク大公国があった。最後に、血縁的配慮など特別の事情のゆえにのみ陪臣化の運命を免れた一連の小規模侯国もまた、加盟国となった¹⁵⁾。イエーナ・アウエルシュテット会戦(1806年10月)でプロイセンが敗北した後、さらなる地域が加盟条約によって加わった。1806年のうちにヴェルツブルク大公国、ザクセン

12) 債権者および恩給生活者の諸権利ならびにライン河川航行規則(Rheinschiffahrts-Oktroi)に関する帝国代表者主要決議(1803年)の諸規定は例外とされた。

13) *Ernst Rudolf Huber*, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 1: Reform und Restauration 1789 bis 1830, Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz 1967, 79.

14) ライン同盟規約を「憲法条約(Verfassungsvertrag)」と位置づけ、「新たに創造された組織の内的基本秩序を確立した」として、その憲法的価値を強調するものとして Ders., *Verfassungsgeschichte* 1, (Anm. 13), 79 を参照。

王国およびザクセン地域の諸公国が、1807～08年にはナポレオンが新たに設けたヴェストファーレン公国および一連の小規模公国が加盟した¹⁵⁾。1808年の末までにライン同盟は、プロイセンやオーストリアのような大国ならびにスウェーデン領ポンメルンおよびデンマーク領ホルシュタインを除く、ほとんど全てのドイツ諸邦を包含するに至った。こうしてライン同盟は、いわゆる「ドイツの第三極」、すなわちプロイセンとオーストリアを除いたドイツを国法的に結びつけたのである¹⁷⁾。

Ⅲ 成立史

ライン同盟の成立史は、フランス革命後とりわけナポレオンの影響下で進行した、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」の解体史と深く結びついている。その際、ドイツの国民的歴史叙述から久しく恥辱の烙印を押されてきた、ドイツ中規模諸国とナポレオンとの同盟は、どのようにして生まれたのだろうか。

南ドイツ中規模国家の視点から見ると、フランスとの同盟は権力ブロックに挟まれた不安定な地政学的条件の必然的な帰結であった。プロイセンとオーストリアが次第に帝国から自立した大国化政策を展開していく中で、より小規模な帝国等族には外部からの支援が頼りであった。こうしたヴェストファーレン講和条約後の時代に典型的な政治状況は、特にフランスにとって帝国への影響力行使の足がかりとなった。それゆえナポレオンは、ライン同盟の設立に際して、1658年の

15) *Mathias Bernath*, Die auswärtige Politik Nassaus 1805–1812. Ein Beitrag zur Geschichte des Rheinbundes und der politischen Ideen am Mittelrhein zur Zeit Napoleons, in: Nassauische Annalen. NF 63 (1952), 106–192; *Wilfried Schöntag*, „... dass die Rheinbunds-Acte das Fürstenhaus grösser, mächtiger und reicher – das Land aber unfreier und ärmer gemacht hat...“ Die Fürstentümer Hohenzollern–Hechingen und Hohenzollern–Sigmaringen im Zeitalter Napoleons, in: *Württembergisches Landesmuseum Stuttgart* (Hg.), Baden und Württemberg im Zeitalter Napoleons, Bd. 2: Aufsätze, Stuttgart 1987, 81–102.

16) *Huber*, Verfassungsgeschichte 1, (Anm. 13), 76.

17) *Peter Burg*, Die deutsche Trias in Idee und Wirklichkeit. Vom alten Reich zum Deutschen Zollverein, Stuttgart 1989, 7; *Franz Schmabel*, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert. Mit einer Einleitung von Eberhard Weis, Bd. 1: Die Grundlagen, unveränd. photomechan. Nachdruck d. Ausg. Freiburg i. Br. 1929, München 1987, 143.

(第1次)ライン同盟をモデルとして名称を踏襲し、18世紀末にかけて台頭した帝国における第三極理念 (Trias-Idee) に依拠することができた¹⁸⁾。フランス革命後、「ほとんど無制約な占領の時代が幕を開け」¹⁹⁾、帝国が世俗化と陪臣化によって解体過程にあり、帝国法的な存立保障がほとんど無意味になると、これら「ドイツの第三極」諸邦の地政学的条件はより厳しくなった。例えば、オーストリアの併合政策に脅かされたバイエルンは、それが頂点に達した第三次同盟戦争期の1805年秋に、フランスとの同盟を「国家と王家の自己保存のために不可避の行動」²⁰⁾と考えた。より小規模の帝国等族の場合、その存立が帝国国制の機能如何に全く依存していたので、尚更であった。彼らにとって、ナポレオンとの同盟は存立のための唯一の可能性だった。

他方、ナポレオンが南ドイツの中規模諸国を強化してフランスに結びつけようとしたのは、フランスとオーストリアの間に緩衝国を設けるためだった。すでに第二次同盟戦争 (1799～1802年) でナポレオンが帝国に勝利した後の領土交換に際して、南ドイツの中規模諸国はナポレオンによって有利に取り扱われ、本来の「補償すべき」ライン左岸の失地をはるかに凌駕する領土を獲得した。これによって、これらの国々はようやく「生存可能な完結した中規模国家」²¹⁾としての一円化が可能になった。第三次同盟戦争を決定づける段階で、1805年秋にナポレ

18) Vgl. *Burg*, Trias, (Anm. 17) ; *Ursula Berg*, Niklas Vogt (1756–1836). Weltsicht und politische Ordnungsvorstellungen zwischen Aufklärung und Romantik (Beiträge zur Geschichte der Universität Mainz, 16), Stuttgart 1992, 257–262.

19) *Dietmar Willoweit*, Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankenreich bis zur Teilung Deutschlands. Ein Studienbuch, 3., erw. Auflage, München 1997, 200.

20) *Eberhard Weis*, Die Begründung des modernen bayerischen Staates unter König Max I. 1799–1825, in: *Max Spindler* (Hg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, Bd. 4: Das neue Bayern. 1800–1970. Erster Teilband, München 1974, 3–86, 16–18. Vgl. Ders., Bayern und Frankreich in der Zeit des Konsulats und des ersten Empire (1799–1815), in: ders., Deutschland und Frankreich um 1800. Aufklärung – Revolution – Reform, hg. v. *Walter Demel* u. *Bernd Roeck*, München 1990, 152–185 ; *Roger Dufraisse*, Napoleon und Bayern, in: *Hubert Glaser* (Hg.), Krone und Verfassung. König Max I. Joseph und der neue Staat. Beiträge zur Bayerischen Geschichte und Kunst 1799–1825. Sonderausgabe, München 1992, 221–229, v. a. 221–223.

21) *Thomas Nipperdey*, Deutsche Geschichte 1800–1866. Bürgerwelt und starker Staat, München 1983, 12.

オンとの間で締結されたバイエルン、ヴュルテンベルク、バーデンによる対オーストリア同盟は、1805年12月26日のプレスブルク講和条約において皇帝にこれら3国の主権を承認させるための基礎となった²²⁾。この際、バイエルンとヴュルテンベルクは加えて王国への昇格も認められた。第三次同盟戦争において同盟相手をナポレオンに変更した結果、バイエルン、ヴュルテンベルク、バーデンは新たに領土を獲得し、自己の地位を向上させた。すでに1805年12月26日のプレスブルク講和条約でオーストリアが承認したバイエルンおよびヴュルテンベルクの王位は、これら両国（ならびにバーデンおよびヘッセン＝ダルムシュタット）への「完全なる主権および付随的諸権利（la plénitude de la souveraineté et de tous les droits qui en dérivent）」の承認によって、帝国帰属性とは国法的に相容れない地位²³⁾を決定的にもたらし、帝国を単なる「まぼろし（simulacre）」²⁴⁾としていた。1805年から06年にかけての冬以来、諸々の草案で準備されていたライン同盟の設立によって、ナポレオンはついに帝国なき中央ヨーロッパの再編に乗り出し、旧帝国よりもずっと従属的な地位を余儀なくする同盟関係を加盟諸国に強制した。少なくともライン同盟の指導的国家であるバイエルンとヴュルテンベルクはそのように受け止めた。この両国は、ほんの半年前に獲得したばかりの「政治的独立性と主権」の喪失を恐れていたので、同盟には不承不承に参加したにすぎない²⁵⁾。

IV ナポレオンのライン同盟政策と加盟諸国の利害

実際、ライン同盟がナポレオンの権力政策目的に資すべきことを主眼とし、ま

22) *Rudolfine Freiin von Oer*, *Der Friede von Preßburg*, Münster 1965.

23) Vgl. *Eberhard Weis*, *Napoleon und der Rheinbund*, in: ders., *Deutschland und Frankreich um 1800. Aufklärung - Revolution - Reform*, hg. v. *Walter Demel* u. *Bernd Roeck*, München 1990, 186-217, 188 f.; *Wolfgang Quint*, *Souveränitätsbegriff und Souveränitätspolitik in Bayern. Von der Mitte des 17. bis zur ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts* (Schriften zur Verfassungsgeschichte, Bd. 15), Berlin 1971; *Oer*, *Preßburg*, (Anm. 22); *Marion Wierichs*, *Napoleon und das „Dritte Deutschland“ 1805/1806. Die Entstehung der Großherzogtümer Baden, Berg und Hessen* (Europäische Hochschulschriften. Reihe III, Geschichte und ihre Hilfswissenschaften, 99), Frankfurt a. M./Bern/Las Vegas 1978.

24) バイエルン公使グラウフェンロイトが1805年12月8日に報告した際のナポレオンの言葉。引用は *Quint*, *Souveränitätsbegriff*, (Anm. 23), 200 による。

25) *Raumer*, *Préfecture*, (Anm. 4), Zitat 660.

た現実にそうであったことは疑いない。けれども、ナポレオンの政策は一元的ではなく、むしろ相互に補完し矛盾しあう多様な要素からなっていた。近年の研究は、ナポレオンが意図的に、ライン同盟諸国内部の多様な利害関係を結びつけた種々のライン同盟政策の代替策を留保していたこと、こうした代替策を政治的合目的性に即して追求したり放棄したりしたことを強調する²⁶⁾。こうしたナポレオンのライン同盟政策のアンビヴァレンスは、すでにライン同盟規約にも現れている。

ナポレオンにとってライン同盟規約の主要条項の一つは、加盟諸国の軍事的義務に関する規定であった。歴史的事実として、ライン同盟は、本質的にナポレオンに強制された攻撃的・防衛的同盟であり、南ドイツの中規模諸国をフランスに結びつけ、戦時には広範な軍事的貢献を義務づけるものだった。ナポレオンの眼から見れば、このことが同盟の主要目的であった。こうした観点からすれば、とりわけバイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセン＝ダルムシュタットといった比較的大きな南ドイツ中規模国家が、明らかに同盟の中核をなしていた。これらの国々は、ライン同盟規約第38条により、加盟諸国全体の6分の5にも及ぶ54,000人もの兵員を分担するものとされた（そのうちバイエルンだけで30,000人に及ぶ²⁷⁾）。ナポレオンは、こうした軍事的貢献に重きを置いたため、これらライン同盟の中核諸国に広範な領土拡大を約束したばかりか、内政面での高度の自立性を容認し、さらに彼の外交政策への影響力行使すら一定程度は容認した。結局、「ナポレオンは、思うままに戦闘に投入しうる兵士を提供してくれる信頼

26) Vgl. *Hölzle*, *Staatssystem*, (Anm. 7); *Weis*, *Napoleon*; *Elisabeth Fehrenbach*, *Verfassungs- und sozialpolitische Reformen und Reformprojekte in Deutschland unter dem Einfluß des napoleonischen Frankreich*, in: *Historische Zeitschrift* 228 (1979), 289–316; *Helmut Berding*, *Der Gesellschaftsgedanke Napoleons und seine Auswirkungen im rheinbündischen Deutschland: ein Verrat der Revolution?*, in: *Roger Dufraisse* (Hg.), *Revolution und Gegenrevolution 1789–1830. Zur geistigen Auseinandersetzung in Frankreich und Deutschland*, München 1991, 107–119, v. a. 108 f.; *Schmidt*, *Altes Reich*, (Anm. 6).

27) 後から参加した諸国に加盟条約に基づいて課された兵員分担数は、ザクセン 20,000人、ヴェストファーレン 25,000人、ヴェルツブルク 2,000人、残り全ての国を合わせて 9,250人であった。Vgl. *Huber*, *Verfassungsgeschichte* 1, (Anm. 13), S. 81.

すべき同盟仲間を、意に沿わぬ体制に無理やり押し込められた不従順な同盟諸国よりも「…」優遇したのである」²⁸⁾。

第二に、ナポレオンが新設し親縁者に統治を委ねた「模範国家」を取り上げよう。ベルク大公国はナポレオンの義弟ジョアシャン・ミュラが統治し、1807年になってライン同盟に加盟したヴェストファーレン王国はナポレオンの一番下の弟ジェロームが統治した。これら両国は、フランスの国家体制を受容する模範としての役割を与えられたため、最も直接的にナポレオンの影響下にあった²⁹⁾。最後のマインツ選帝侯となった「首座侯」のために設けられた国家もまた、殊にダールベルクがナポレオンの甥フェッシュ枢機卿を継承者とした後は、尚更「ナポレオン従属国家 (Napoleonidenstaaten)」となった³⁰⁾。これらのモデル国家は、同盟諸国を法・国制・社会的にフランスに同化させるというナポレオンの政策目標の現れである³¹⁾。これらの国々は、ナポレオン法典の導入などの諸改革によって他のライン同盟諸国に進路を示し、さらには自由主義の原理や平等な市民権の導入によってライン同盟の改革理念を宣伝すべきものとされた。こうしたモデル・宣伝機能という点で、ナポレオン法典とならぶ中心的役割を果たしたのは、1807年11月15日のヴェストファーレン憲法である。これは、ドイツ諸国家における最初の近代憲法であった。「ヴェストファーレン憲法およびナポレオンの改革構想

28) *Weis*, Napoleon, (Anm. 23), 215.

29) Vgl. *Helmut Berding*, Napoleonische Herrschafts- und Gesellschaftspolitik im Königreich Westfalen 1807–1813, Göttingen 1973; *Jörg Engelbrecht*, Das Herzogtum Berg im Zeitalter der Französischen Revolution. Modernisierungsprozesse zwischen bayerischem und französischem Modell, Paderborn/München/Wien 1996; *Klaus Rob* (Bearb.), Regierungsakten des Königreichs Westphalen 1807–1813 (Quellen zu den Reformen in den Rheinbundstaaten, Bd. 2), München 1992; Ders., Regierungsakten des Großherzogtums Berg 1806–1813 (Quellen zu den Reformen in den Rheinbundstaaten, Bd. 1), München 1992.

30) *Rainer Wohlfeil*, Untersuchungen zur Geschichte des Rheinbundes 1806–1813. Das Verhältnis Dalbergs zu Napoleon, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 108, N.F. 69 (1960), 85–108; *Harm Kluetting*, Dalbergs Großherzogtum Frankfurt – ein napoleonischer Modellstaat? Zu den rheinbündischen Reformen im Fürstentum Aschaffenburg und im Großherzogtum Frankfurt, in: *Aschaffener Jahrbuch* 11/12 (1988), 359–380; *Klaus Rob* (Bearb.), Regierungsakten des Primatialstaates und des Großherzogtums Frankfurt 1806–1813 (Quellen zu den Reformen in den Rheinbundstaaten, 3), München 1995.

31) *Berding*, Gesellschaftsgedanke, (Anm. 26).

の最も重要な規定は、法律の前での万人の平等、宗教の平等、あらゆる団体およびその特権の廃止、特定の個人および家族の諸特権の廃止、隷農制の廃止、貴族の官職独占の廃止、貴族と他の諸身分の税制その他における平等、ナポレオン法典の修正なき受容、訴訟手続の公開性、および陪審裁判の導入であった³²⁾。

ナポレオンが1807年秋のミラノ会議でバイエルン王に明確に示したように、他のライン同盟諸国とりわけ南ドイツの中規模諸国もまた、フランス化の圧力下にあった³³⁾。ナポレオンの介入に先んじて自己の主権を保持するため、かつまた自発的な改革意欲から、これらの国々は、ナポレオンの構想の大部分を自ら採用した。例えばバイエルンは、ヴェストファーレンに倣って、ヴェストファーレン憲法をモデルとした憲法を1808年に施行した³⁴⁾。ナポレオン法典に代表される他のナポレオンの同化プログラムの主要部分を、(バーデンを例外として)南ドイツ諸国は首尾よく免れた。この点に、南ドイツ諸国が事実上 (de facto) 有した相対的な自立性を看取できるだろう。しかしながら、同化プログラムの社会政策的中核をなしたナポレオン法典の導入が社会的平等の実現という目標については大幅に挫折したとはいえ³⁵⁾、フランスの行政・憲法諸原理は、総じてライン同盟改革が目指したモデルであった³⁶⁾。

第三に、ライン同盟のより小規模な君侯国を取り上げよう。これら独自の政治的権力を持たない国々は、ライン同盟規約に何よりもナポレオンによる生存保障を見出した。より大規模な同盟諸国とは異なって、小規模諸国は、自由な改革の

32) Ders., *Gesellschaftsgedanke*, (Anm. 26), 112; Abdruck bei *Rob*, *Westphalen*, (Anm. 29), 41–57.

33) *Michael Doeberl*, *Rheinbundverfassung und bayerische Konstitution* (Sitzungsberichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Jg. 1924, 5. Abhandlung), München 1924, 23–28.

34) *Karl Möckl*, *Die bayerische Konstitution von 1808*, in: *Eberhard Weis* (Hg.), *Reformen im rheinbündischen Deutschland*, München 1984, 151–166.

35) *Fehrenbach*, *Traditionale Gesellschaft*, (Anm. 5).

36) *Eberhard Weis*, *Der Einfluß der Französischen Revolution und des Empire auf die Reformen in den süddeutschen Staaten*, in: *Francia* 1 (1973), 569–583; *Fehrenbach*, *Reformen*, (Anm. 26); *Dies.*, *Der Einfluß des napoleonischen Frankreich auf das Rechts- und Verwaltungssystem Deutschlands*, in: *Armgard von Reden-Dohna* (Hg.), *Deutschland und Italien im Zeitalter Napoleons*, Wiesbaden 1979, 23–39.

余地という意味での主権を望んだわけではない。むしろ逆に、これらの国々は、できるだけ帝国との連続性を維持ながら小規模国家の諸権利を保護し、大規模国家の主権を制約するような、「国民的な」ライン同盟全体の憲法を望んだのである。ライン同盟設立によって陪臣化された（それゆえ一定の特権を有する大土地所有者の地位に格下げされた）かつての帝国等族たちもまた、ライン同盟憲法の制定に期待した。実際、ライン同盟規約は、こうした期待の契機となった。確かに、一方において、ライン同盟規約は、改革国家の意味において、帝国法に拘束されない完全で無制約の主権を保障し、同盟諸国の君主に対して明示的に、帝国等族に代わって彼らが領有すべき領邦に関する「全ての主権的権利 (tous les droits de souveraineté)」を譲渡した³⁷⁾。しかし、他方において同盟規約は、ダールベルクをライン同盟首座侯に任命し（第4条）、基本法 (Fundamentalgesetz) 制定を目的としたフランクフルトでの同盟議會を計画し（第9～11条）、さらには「陪臣 (Mediatisiert)」だけの特権を規定した（第27条）³⁸⁾ことで、帝国国制との継続性を有していた。帝国国制は、このように転換されることで、ライン同盟加盟国の主権を本質的に制約しうるものとなりえた。

V 主権とライン同盟憲法

ライン同盟の歴史を現代から振り返れば、ライン同盟規約が内包した個別国家主権とライン同盟憲法との対立関係は、現実問題として、明らかに主権の貫徹という方向でしか解決できなかった。換言するならば、ライン同盟憲法の構想は、最初から挫折すべき運命にあり、「主権主義者」の利害だけが現実には即していた。それゆえ、一般にライン同盟史の叙述では、神聖ローマ帝国の国制との連続性を保ったライン同盟憲法の構想を、「理想主義的」ないし「イデオロギー的」と片付けるのが常である³⁹⁾。特にダールベルクが、ナポレオンを第二のカール大帝 (シャルルマーニュ) と看做し、ライン同盟を慎重に近代化された帝国の継承者

37) 第26条は、主権的権利として、立法、最高裁判権、高位ポリツァイ、軍事的徴募、および課税を掲げている。

38) 第27条で主に保障されたのは、中級・下級の民刑事裁判権、森林裁判管轄権、ポリツァイ、狩猟・漁労権、鉱業権、十分の一税、封建的地代、教会保護権である。

39) Dazu *Schuck*, *Rheinbundpatriotismus*, (Anm. 11), v. a. 217-221.

と期待したことは、この種の「ライン同盟イデオロギー」に属するものである。これに対して、比較的大規模な加盟国の政治家はより合理的に現実主義的立場に依拠していた。しかし、こうした歴史的結果からの考察は、ナポレオンの本来的意図や、同時代の政治家たちによるライン同盟憲法構想の評価を見誤らせることになる。少なくともライン同盟時代の当初、指導的政治家たちは、ライン同盟憲法導入の可能性を真剣に考えていたのである。

ライン同盟憲法の第一草案は、規約第11条により首座侯として基本法を提案するものとされたダールベルクが起草した。この草案は、早くも1806年8月4日にナポレオンに送付された。しかし、これは帝国を強く意識した中央集権的なライン同盟憲法構想だったため、現実離れしており、ナポレオンに一顧だにされなかった⁴⁰⁾。ナポレオンの依頼で外務大臣シャンパニーが起草した1808年2月の草案は、ずっと現実的な仕上がりだったが、依然として大幅な権力集中とナポレオンの絶対的地位を規定していた。これに対して、その少し前にバイエルンが提出した草案は、ライン同盟規約を足がかりとして本質的に個別国家の主権を保障しようと試みたものだった。このことから、指導的加盟諸国の間で中央集権的なライン同盟構想への抵抗が強かったことが分かる。

周知のように、基本法としてのライン同盟憲法の構想は、現実のものとならなかった。その理由は幾つも挙げられる。1808年のうちに、ナポレオンは同盟憲法の実現への関心を失った。ナポレオンは、主権を主たる関心事とする指導的ライン同盟諸国の忠誠心をより重視するようになり、同盟憲法の強引な実現を諦めたのである。さらに、対スペイン戦争の開始と迫りくる対ロシア戦争の勃発によって、より危急の課題に迫られるようになった。それに加えて、すでに個別国家の改革政策の枠内で、高度の同化が達成されていたことが挙げられる。それゆえ、中央集権的なライン同盟憲法は、何らそれ以上の利益をもたらさないばかりか、新たな問題すら惹起しかねなかった⁴¹⁾。

40) 諸々の憲法草案の概観として *Weis, Napoleon*, (Anm. 23), 201-215 を参照。Vgl. auch *Doeberl, Rheinbundverfassung*, (Anm. 33); *Karl Beck, Zur Verfassungsgeschichte des Rheinbundes*, Mainz 1890; *Erwin Hölzle, Vom Reichsuntergang zum Deutschen Bund*, in: *Kontinuität und Tradition. Jahrbuch der Ranke-Gesellschaft* 1955, Frankfurt a. M. 1956.

VI ライン同盟公法論

ライン同盟憲法をめぐる政治的議論は、同時代の公法学で熱心に議論された。ヴィルヘルム・ヨーゼフ・ベール、カール・ザローモ・ツァハリエ、ギュンター・ハインリヒ・フォン・ベルク、ヨーハン・ルートヴィヒ・クリューバー、ヨーハン・ニコラウス・フリードリヒ・ブラウアーに代表される指導的な国法学者たちが、この議論に加わった⁴²⁾。当初の議論は国法学的な「同盟規約の解釈」に終始したが、やがてより一般的で超国家的な議論へと拡大し、ライン同盟憲法の国法的・政治的問題が包括的に議論されるようになった⁴³⁾。議論の中心の一つは、ライン同盟規約第27条に規定された陪臣 (Mediatisiert) の諸特権であった。等族的諸権利は主権と調和しうるか否か、すなわち、新たに獲得された主権は同盟規約に明記された諸権利をも究極的に廃止しうるのか (主権主義者の立場)、それともこれらの諸特権は主権の有効な制約と考えるべきなのか (陪臣擁護者の立場)、これが議論の核心であった。ライン同盟時代における改革志向の時代精神に鑑みれば、圧倒的多数の論者たちは陪臣擁護者の立場を表明したことに、まず驚かされる。無論その際に、旧来の帝国等族の個別利害の擁護だけが問題となったわけではない。むしろ陪臣擁護者の議論の中心を占めたのは、同盟規約第27条が陪臣たちに保障する諸権利が、多くの公法学者の眼に、ライン同盟の国法に確たる基盤を持つ唯一の立憲的端緒と映ったからである。ベルクのような論者は、決して貴族的特権を支持しなかったが、主権に対する政治的批判のために等族的諸権利を擁護した。これらの論者にとって、帝国法的・立憲的拘束の鎖を解かれた主権によって出現するのは、近代国家ではなく、無制限君主の専制と思わ

41) *Weis*, Napoleon, (Anm. 23), 215 ; *Fehrenbach*, Reformen, (Anm. 26), 294 ; *Schmidt*, Rheinbund, (Anm. 6), 237 f.

42) Vgl. *Schuck*, Rheinbundpatriotismus, (Anm. 11) ; *Birgit Fratzke - Weiß*, Europäische und nationale Konzeptionen im Rheinbund. Politische Zeitschriften als Medien der politischen Öffentlichkeit (Europäische Hochschulschriften. Reihe III : Geschichte und ihre Hilfswissenschaften, 756), Frankfurt a. M. [u. a.] 1997 ; *Naoko Matsumoto*, Polizeibegriff im Umbruch. Staatszwecklehre und Gewaltenteilungspraxis in der Reichs- und Rheinbundpublizistik (Studien zur Policy und Policywissenschaft), Frankfurt a. M. 1999.

43) Dazu und zum folgenden *Schuck*, Rheinbundpatriotismus, (Anm. 11), v. a. 230-304.

れた。近代国家の原理、すなわち個別国家の主権を支持したのは少数派で、その多くはニコラウス・タデウス・ゲンナーやすでに名前を挙げたブラウアーおよびツァハリエのように、改革諸国家の指導的な代議士だった。これらの主権派は共通して、帝国の没落と主権の貫徹は近代国家化に不可欠の前提であり、同盟規約で陪臣に保障された諸特権はこうした近代的国家観と矛盾するため、「変則的なもの (Anomalien)」⁴⁴⁾と考えるべきだからいつでも廃止できる、と考えていた。

主権主義者がライン同盟憲法構想を個別国家の主権の単なる基礎づけにのみ限定して考え、それ以上の憲法構想を拒否したのに対して、論者の多数派は、ライン同盟憲法を帝国国制の革新として理解し、歓迎した。その際、多数派にとって、国民政治的動機は、主権に対抗する等族的立憲主義と密接に結びついていた。したがって、(近代国家の意味での)主権と立憲主義は、我々の眼には当然に同じ方向性のものと映っているが、ライン同盟時代の政治情勢のなかで二つの相容れない立場に分裂していた。この近代国家の二つの側面を現実主義的な仕方でも統合する展望を描きえた論者は、殆どいなかった。そのような展望は、主権に対抗するのではなく、主権を基礎としてのみ可能であった。ダールベルクや陪臣擁護者の保守的なライン同盟パトリオティズムとは異なって、彼らが主張した未来志向のライン同盟パトリオティズムは、帝国との非連続性を強調し、フランス革命の近代国家思想に依拠し、三月前期の自由主義的ナショナリズムを先取りしていた。ベールのような論者は、改革国家で遂行された近代立憲国家への転換を足がかりにドイツの国制を近代化する歴史的契機を、ライン同盟に見出した。フランスの憲法規定の受容に対して何らの留保もしないコスモポリタ的なナショナリズム理解に依拠して、彼らは、ライン同盟をナポレオンなき後も存続しうるような国民的な国制組織に発展させようと考えた。彼らは、そのための基礎条件を、非中央集権的で、個別国家の主権を尊重するような国家連合的憲法構造に見出した。なぜなら、このような形態でのみ、近代的な(それゆえ非等族的な)立憲主義お

44) So etwa *Johann Nikolaus Friedrich Brauer*, *Beyträge zu einem allgemeinen Staatsrecht der Rheinischen Bundes-Staaten in Funfzig Sätzen*, Karlsruhe 1807, 15; *Wilhelm Josef Behr*, *Systematische Darstellung des Rheinischen Bundes aus dem Standpunkte des öffentlichen Rechts*, Frankfurt a. M. 1808, 323 u. 526.

よび国民統合が個別国家の権力政策的利害と調和しうると思われたからである。

Ⅶ ライン同盟の終焉と影響

ナポレオンの軍事的支配の終焉とともに、ライン同盟もまた終わった。ライン同盟は、1813年10月のライプツィヒ会戦でのナポレオンの敗北によって瓦解した。バイエルンは、すでに会戦の一週間も前に反対陣営に移っていたが、このライン同盟からの事実上の脱退によって、ライン同盟以後の時代における自己の国家主権を確保したのである。解放戦争およびそれに続く王政復古時代とともに、ライン同盟の記憶を全て「非国民」の逃避行動と断ずる型のナショナリズムが支配的な政治的潮流となり、19世紀の世論におけるライン同盟の否定的なイメージの礎石が据えられた。ライン同盟パトリオットの自由主義的な期待は、政治的に満たされることはなかったが、彼らの憲法理念は三月前期の自由主義に影響を及ぼした。ライン同盟自体も、そのひそやかな終焉にも拘らず、影響を残している。ヴィーン会議では、支配的な王政復古イデオログに抗して、ライン同盟の革命的な憲法的諸改革が後退することはなかった。ライン同盟の内部組織はむしろ「多くの構成要素において […] 後のドイツ同盟のモデル」となった。「ある意味で、1815年のドイツ同盟は、ライン同盟において構想された国制構造の旧帝国領域全体への拡大であった」⁴⁵⁾。

45) *Huber, Verfassungsgeschichte 1, (Anm. 13), 86.*